

## 特許の判例紹介

平成 31 年（行ケ）第 10025 号

－ サポート要件 実施例のない数値範囲 －

2020年7月13日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 第 1. 事件の概要

平成 31 年（行ケ）第 10025 号 知財高裁判令和 2 年 2 月 19 日（知財高裁第 4 部）  
審決（無効）取消請求事件

<結論> 審決取消

発明の名称を「気体溶解装置及び気体溶解方法」とする本件特許（特許第 6 1 1 6 6 5 8 号）の無効審決に対する審決取消訴訟。発明の課題を解決することができることを示す実施例が明細書に記載されていないとしても、当業者は、明細書の発明の詳細な説明の記載及び技術常識から、当該発明に係る装置の特徴を理解し、それに基づき当該発明の課題を解決できると認識できるとして、サポート要件が肯定された事例。

### 第 2. 本件特許発明

本件特許の請求項 1 は以下のとおり。

【請求項 1】（※下線部は本件訂正による訂正箇所）

水に水素を溶解させて水素水を生成する気体溶解装置であって、  
水槽と、

固体高分子膜（PEM）を挟んだ電気分解により水素を発生させる水素発生手段と、

前記水素発生手段からの水素を水素バブルとして前記水槽からの水に与えて加圧送水する加圧型気体溶解手段と、

前記加圧型気体溶解手段から水素水を導いて貯留する溶存槽と、

前記溶存槽に貯留された水素水を前記水槽中に導く、1. 0mmより大きく 3. 0mm以下の内径の細管（但し、0. 8m以下の長さのものを除く）からなる降圧移送手段としての管状路と、を含み、

前記水槽中の水を前記加圧型気体溶解手段、前記溶存槽、前記管状路、前記水槽

へと送水して循環させ前記水素バブルをナノバブルとするとともに、前記加圧型気体溶解手段から前記溶存槽へと送水される水の一部を前記水素発生手段に導き電気分解に供することを特徴とする気体溶解装置。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。